

快適トイレ設置試行工事の実施について（要領の改定）

札幌市財政局工事管理室

1. 目的

最近の建設業界においては、担い手不足が懸念され、若手技術者の確保・育成を中心とした将来の担い手確保が重要な課題となっている。

若年技術者等の入職促進策として、建設現場を男女ともに働きやすい職場環境へと改善することが必要であり、担い手確保・育成に寄与する一助として建設現場内に設置する仮設トイレを快適な仕様（以下「快適トイレ」）とする試行工事を実施するものである。

2. 快適トイレとは

本試行工事における「快適トイレ」とは、「快適トイレ設置試行工事要領」第3条にある快適トイレの仕様を満たすものとする。

3. 適用時期

施行適用：令和5年8月21日以降しゅん功する工事に適用

4. 対象工事

特記仕様書に「快適トイレ設置の試行工事」であることが明記された工事

※ ただし、快適トイレの手配がつかない場合や建設現場に仮設トイレを設置する必要がない場合は、対象工事としない。

5. 経費の計上

支出実績の判る資料を確認した後、**2基分（男女別）を上限に、共通仮設費に計上できるものとする。**

「快適トイレ設置試行工事要領」第5条による

試行工事実施の流れ

告示段階

- 特記仕様書に「快適トイレ設置の試行工事」であることの記載。

契約後

- 受注者は快適トイレの規格・基数等の詳細を施工計画書に添付し、工事監督員へ提出する。

工事施工段階

- 工事監督員は設置された快適トイレの仕様を確認する。
- 受注者は支出実績の判る資料を工事監督員に提出し、設計変更により経費の計上を行う。

完成後

- 受注者はアンケート調査に協力する。（実施については未定）